

第六三〇〇一四三三号

認定証

神戸市中央区旭通二丁目一〇番一八号

一貫樓ビル五〇二

株式会社日喜

警備業法（昭和四十七年法律
第一百十七号）第三条各号に掲げ
る者のいづれにも該当せず、警
備業の要件を備えていることを
認定する。

有効期間

令和二年十月十五日から
令和七年十月十四日まで

兵庫県公安委員会

